

12番 三田地泰正です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

○ 農業・農村の展開方向について

「人・農地プラン」を法定化し、地域の将来の農地利用を明確にするため地域計画を策定中であります。地域内外から農地の受け手を確保し、バンクを活用した農地の集約化を進めるなどを柱とするが「地域によっては取り組みに温度差が出てい

る」のは否めない現実のようです。農業従事者の構成年齢からすると、この先10年から15年で担い手は急減するのは間違いない状況であります。人なり経営体なりが減っていく中で、少ない人数でどこまで農業と地域を支えていけるのか、集落が危機的状況になる恐れが目の前にあります。まさに人口減少社会に生きる覚悟をすべき時が来ました。昨今の農業現場は混迷の今をどう生きるか、限りなき困難な時代に突入しています。特に山間地農業・集落の実態は少子高齢化と一人暮らしの世帯が

増え、限界集落から無住宅集落へと変貌しつつあります。さらに後継者不足から空き家も年々増加し、今後農地をどうするのか、農地の維持・管理が困難になっています。農地の保全・管理の将来は「自己責任の社会か」「支え合う社会か」が問われます。優良農地、雇用の増大、行財政サービスの恩恵だけが前面に出て地域全体のバランスある発展とは何か問われています。農政の曲がり角は過去にもありました。構造的に人がいなくなり、そこから派生して元気を失いかけている地域の集落経済全体を盛り上げる対策の抜本的強化と、農村集落の再生についても道筋を示すべきと思うが「農政の転換期」にあたりご見解を伺う。

「生まれも育ちも最後もここで」という農家の想い、ふるさとがあまりにも変貌してしまい、魅力がない将来だけは想像したくないものです。地域計画は農地の利用計画にとどめず地域で振興する作物や基盤整備の導入方針、鳥獣被害防止対策など

地域農業の将来を総合的に広範な計画と現場実態に合ったものにするためどう展開するのか伺う。

課題に正面から立ち向かい希望の光が見える政策が実行されることを願い「農業振興等に関する施策の展開方向」「農地の有効利用施策の推進」「農業経営体の確保と育成」「経営の安定のための支援」など、令和6年度の農政について施策の反映を具体的に伺う。

○ 働き方改革と教育の展開方向について

本格的に中学校の部活動改革が始まる中で学校主体の部活動を移す上での課題は、指導者の質の保障、運営費の獲得、施設・大会の在り方、安全安心と事故保険、生徒の移動手段など考えられるが、現状と対応について伺う。

教職員の労働時間の上限指針に関し、文部科学省は条例整備と教育委員会規則を整備するよう求めているが実態について伺う。

G I G Aスクール構想によって進むデジタル化によって、文章を書く習慣が減り、書きまとめる能力の低下が指摘されています。学校図書室の役割、機能が取り残され、学校図書室の整備・活用に格差が広がることへの危機感があるがこれらの現状認識について見解を伺う。

活用が進む一人一台端末（タブレット等）は、早い自治体では更新が必要になると言われているが、当町の見通しについて伺う。

対話型で文章を生み出す生成A I（人工知能）が広く注目されているが、小中学校での現場では学習利用、教務利用と併せてどのように付き合うのか、方向性について伺う。

学校の周りは多くの樹木が植林されています。学校の樹木は理科や生活科の教材になる他、春の新緑や秋の紅葉など景観を演出する貴重な資源であります。そこで町のシンボルである花、「桐の木」を植樹すべきと考えるがご見解を伺う。

12番 三田地 泰正 議員の御質問にお答えします。

初めに、農業・農村の展開方向についてであります。 「農政の転換期に当たっての見解」 「地域計画を現場実態に合ったものとするための展開の方法」 「令和6年度の農政施策の反映」 の3つの内容に分けて御答弁させていただきます。

まず、「農政の転換期に当たっての見解」についてであります。昭和の時代におきましては、高度経済成長に伴い、人口、働き手が共に充実しており、主に農業構造基盤の整備が行われてまいりました。

平成の時代に入り、新たな就農が減少すると同時に、耕作される農地も減少し、将来の町内の農業経営体数について、岩手県農業研究センターの推計では、2035年には2020年の58%まで減少すると予測されており、農業経営体の数、利用農地の減少は避けては通れないものと認識しているところであります。

また、町内での働き手、担い手不足が進行する中で、従前のような事業展開は非常に厳しいものと考えておりますことから、今後の町の農政におきましては、各地域の農業者の経営意向を尊重の上、農地を有効かつ効率的に利用するため、集約化が可能な農地を選定しながら施策を展開していくとともに、中山間地域等直接支払制度など、地域が主体となる農地保全の取組を組み入れていくことが必要であるとと考えております。

次に、「地域計画を現場実態に合ったものとするための展開の方法」についてであります。地域計画は、利用される農地や農業経営体の減少を見据え、将来の地域農業の在り方を示した計画を策定することとなっております。

現在、町では、地域計画の策定に向けて、担い手や農地所有者の意向を把握しながら地域での話合いに取り組んでいるところであり、地域内の農地を最大限に活用し、農業経営体の所得向上に結びつけることが必要不可欠であり、そのための道筋が地域計画であると認識しているところがあります。

そのような中で、議員御案内のとおり、地域計画には農地の利用計画のほか、地域で振興する作物や基盤整備の方針、鳥獣被害防止対策など、地域の農業の現状と課題への対応策を盛り込むこととなっておりますので、地域での丁寧な話合いを重ね、農業経営体や農地所有者の意向を汲み取りながら、現場実態に合った地域計画の策定につなげてまいりたいと考えております。

次に「令和6年度の農政施策の反映」についてありますが、新規就農支援や農業後継者支援につきましては「次世代就農者支援事業」として事業を統合し、50歳以上60歳未満で就農する方の補助金の受給期間である現行の1年ないし2年間を、3年間に延長する制度の拡充を検討しており、農業者の定着に向けて鋭意取り組んでまいります。

また、効率的な作業に必要な水田の畑地化や農地の集約化、果樹の優良品種への転換、経営規模を拡大する場合の

種苗費助成、機械導入への助成などは、支援を継続してまいりたいと考えております。

今後におきましても、人口減少による農政への影響と課題の本質を的確に捉え、より効果的な施策となるよう取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、働き方改革と教育の展開方向については、教育長から答弁いたさせます。

教育長答弁

働き方改革と教育の展開方向についてお答えいたします。

初めに、中学校部活動の地域移行につきましては、国から令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、県では国のガイドラインに基づき、これまでの方針を全面改定し、本年1月に「岩手県における学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定・公表いたしました。

町では、これまでに部活動検討委員会において、現状把握や今後の生徒数の推移などの情報共有を図るとともに、ガイドライン等を踏まえ、休日部活動の段階的な地域移行に向け取り組んでいるところであります。

具体的には、地域クラブ活動に近い部活動があることから、来年度モデル的な部活動に設定し、平日は学校の部活動として、休日は原則、地域クラブとして活動する計画としており、その中で指導者や移動手段の確保、更に費用負担の状況など様々な諸課題を洗い出し、部活動全般にわたる地域移行の具現化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、教職員の労働時間の上限に関する条例等の整備につきましては、国の指針により、市町村は教職員の時間外労働時間の上限を定める規程を整備するよう通知があり、

町としましても、通知に基づき「岩泉町立学校職員の勤務時間等に関する規則」を一部改正し、令和2年8月1日から施行しているところであります。

また、教職員の勤務時間を客観的に把握するため、タイムレコーダーを導入し、勤務時間を意識した業務の遂行により、長時間勤務の改善に努めております。

さらに、成績通知表や指導要録などは、手書きや手作業が多いことから、県内共通の統合型校務支援システムの運用により、業務負担の軽減と勤務時間の短縮に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校図書館の整備・活用の格差の現状認識につきましては、各学校とも定期的な図書購入や閉校した学校からの蔵書に移管するなど、児童生徒が図書に興味、関心を持てる工夫を凝らしており、また、読書マラソンや読書感想文コンクールへの取組など、学校教育の中で本に親しむ機会を積極的に設けております。

さらに町立図書館による「移動図書館車かもしか号」の運行により、学校図書館に蔵書されていない本の貸し出しも行っており、各校とも学校図書館教育の環境は整っているものと認識しております。

次に、タブレット端末の更新についてであります。令和元年度から2か年に渡り整備を行ったタブレット端末の耐用年数が、5年となっていることから、計画的な更新が必要と判断しているところであります。

国では、本年1月に令和6年度から10年度までの第2期GIGAスクール構想を見据えた端末の整備・更新のガイドラインを策定し、実施市町村を支援していくことを公表したところであり、県におきましても、国のガイドラインを踏まえ、県全体での共同調達の手法も検討していると伺っております。

町といたしましては、県の動向を注視した上で、計画的な更新を進めてまいりたいと考えております。

次に、生成AIの小中学校での学習利用と今後の方向性についてであります。生成AIの教育現場での活用の可能性が指摘される一方、児童生徒が生成AIの回答を鵜呑みにするなど教育上の懸念も指摘されており、国では昨年7月に、暫定的なガイドラインを作成したところであり、県でもそれを受け、同様の考え方を示しております。

現在、町の教育現場では生成AIの活用は行われておりませんが、今後におきましては、情報モラル教育の一環として、生成AIによる誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を児童生徒に気付かせるなどの活用が考えられるところでもあります。

また、教務利用につきましては、来年度運用開始する統合型校務支援システムにおいて、成績通知表や指導要録といった所見作成作業を省力化する実証も検討されておりますことから、この動向を注視し、活用の可能性を見極めてまいります。

次に、町の花である桐の学校への植樹につきましては、子どもたちに町の花である桐を周知する貴重な機会になるものと存じますが、一方で病害虫に強い苗木の確保と適切な土壌の整備などの課題もあると認識しておりますので、教育現場のみでなく、町全体での課題と受け止め、調査研究してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。